

3 国道24号沿道安田町地区地区計画区域

制限	
用途の制限	<p>(1) 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>ア 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）に掲げる大分類E 製造業に属するものに限る。）</p> <p>イ 事務所（標準産業分類に掲げる大分類E 製造業に属するものに限る。）</p> <p>ウ 研究開発施設（標準産業分類に掲げる大分類E 製造業に属するものに限る。）</p> <p>エ 倉庫（標準産業分類に掲げる大分類E 製造業に属するものに限る。）</p> <p>オ アからエまでに掲げる建築物に附属するもの</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他これらに類するもの</p> <p>イ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第6項に規定する再資源化をする施設その他これに類するもの</p>

敷地面積の最低限度	1,000平方メートル以上
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が1のものについては、この限りでない。</p> <p>(1) バス停留所の上屋</p> <p>(2) 守衛所</p> <p>(3) 自動車車庫</p> <p>(4) 自転車置場</p> <p>(5) 物置</p> <p>(6) 東屋</p> <p>(7) 通路で、外壁を有しないもの</p> <p>(8) 門又は塀</p>
高さの最高限度	20メートル以下
塀の構造の制限	<p>地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀（門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。）を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。</p>

備考

- 1 建築物の面積及び高さの算定方法は、令第2条第1項に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合において当該建築物の高さを算定するときを除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類

する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。